

# 十管区水路通報第24号

平成16年 6月25日

第十管区海上保安本部

※※※※※※※

情報の通知について

※※※※※※※

航海保安上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）を発見した場合は、速やかに十管本部（〒890-8510 鹿児島市東郡元町4番1号 TEL 099-250-9800 FAX 099-250-9812）又は、最寄りの海上保安部署に連絡して下さい。

第273項	東シナ海北部	海洋観測	
第274項	九州西岸	熊本港	水路測量
第275項	九州西岸	八代港付近	小型船舶操縦訓練
第276項	九州西岸	八代港	水路測量
第277項	九州西岸	阿久根港西方	魚礁設置
第278項	九州南岸	鹿児島港北方	遠泳大会
第279項	九州南岸	鹿児島湾北部	ヨットレース
第280項	九州南岸	鹿児島湾北部	水中試験
第281項	九州東岸	都井岬東南東方	照明弾投下訓練
第282項	九州東岸	志布志港及び付近	水路測量
第283項	九州東岸	都井岬東方	射撃訓練
第284項	九州東岸	日向灘	海底線障害修理訓練期間延期
第285項	九州東岸	細島港及び付近	海象計及び海底線について
第286項	九州東岸	細島港	水難救助訓練
第287項	南西諸島	沖永良部島	救難訓練区域変更
第288項	南西諸島	与論島、与論港	簡易灯付浮標設置工事
※お知らせ	船舶安全情報の通報について		

当通報中、特に指定のない経緯度は、世界測地系による値です。

お知らせ

○インターネットによる十管区水路通報の提供について

下記URLにより提供しています。[発行日（金曜日）更新]

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN10/>

E-mail : [zushi10@jodc.go.jp](mailto:zushi10@jodc.go.jp)

○FAXによる十管区水路通報の提供について

下記FAX番号により最新号を提供しています。

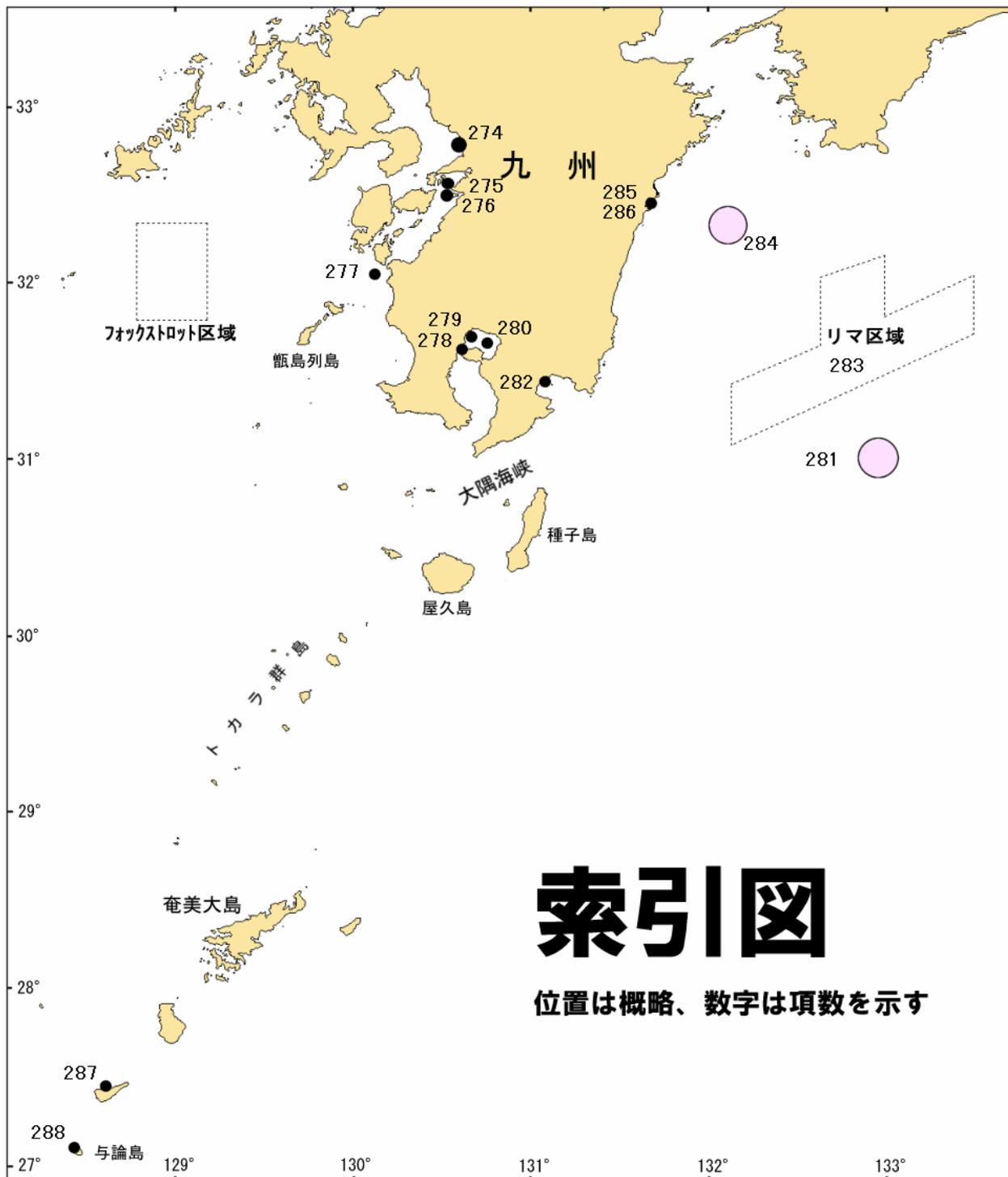
(099) 250-9812 (ポーリング受信)

[発行日（金曜日）0800～1000更新]

○携帯電話による潮汐情報・航行警報の提供について

第十管区海上保安本部では、鹿児島・油津・三角・細島及び名瀬港の潮汐予報値・日出没時刻並びに十管区航行警報を携帯電話用インターネットにより提供をしています。

URLは、<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN10/i/> です。



16年273項 東シナ海北部 - 海洋観測

調査船「陽光丸」(500t)による海洋観測が実施される。

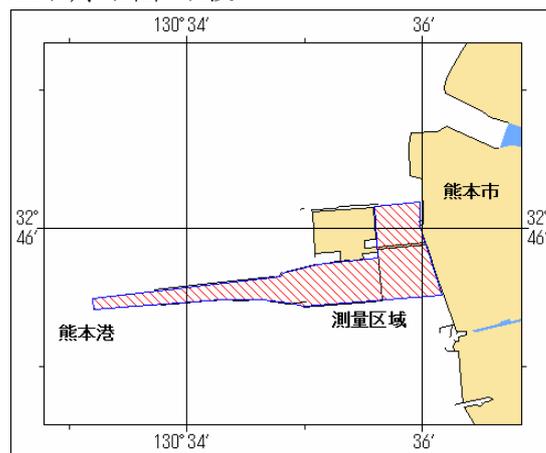
- 期 間 平成16年7月9日～20日
- 区 域 10地点により囲まれる区域
- (1) 32-40.0N 129-45.2E
  - (2) 31-45.0N 129-40.0E
  - (3) 31-45.0N 124-50.0E
  - (4) 33-30.0N 123-30.0E
  - (5) 34-00.0N 124-00.0E
  - (6) 32-00.0N 126-00.0E
  - (7) 33-00.0N 128-00.0E
  - (8) 34-00.0N 128-45.0E
  - (9) 34-00.0N 129-30.0E
  - (10) 33-10.0N 129-15.0E

海 図 W1002  
出 所 西海区水産研究所

16年274項 九州西岸 - 熊本港 水路測量

作業船による水路測量が実施される。

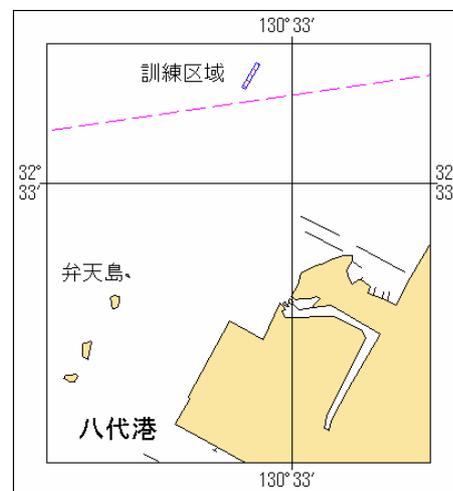
- 期 間 平成16年6月28日～7月9日(予備日7月10日～14日)、日出～日没
- 区 域 付図のとおり
- 備 考 作業船は、白紅白の標識を掲揚
- 海 図 W171
- 出 所 三角海上保安部



16年275項 九州西岸 - 八代港付近 小型船舶操縦訓練

小型船舶操縦訓練が実施される。

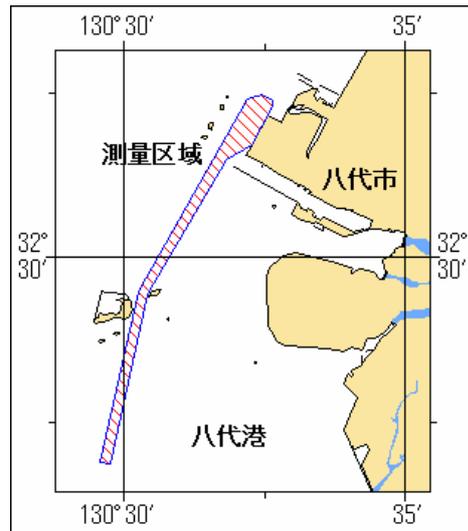
- 期 間 平成16年7月3日～8日、0900～1610
- 位 置 32-33-38N 130-32-41E 付近
- 備 考 区域内に簡易浮標3基を設置
- 海 図 W1243-W170
- 出 所 三角海上保安部



16年276項 九州西岸 - 八代港 水路測量

作業船による水路測量が実施される。

期間 平成16年7月5日～23日(内5日間)、日出～日没  
区域 付図のとおり  
備考 作業船は、白紅白の標識を掲揚  
海図 W1243  
出所 三角海上保安部八代分室



16年277項 九州西岸 - 阿久根港西方 魚礁設置

魚礁(石材)が設置された。

位置 31-59-33N 130-05-40E  
備考 魚礁上の水深約59m  
海図 W206-W207-W213  
出所 串木野海上保安部

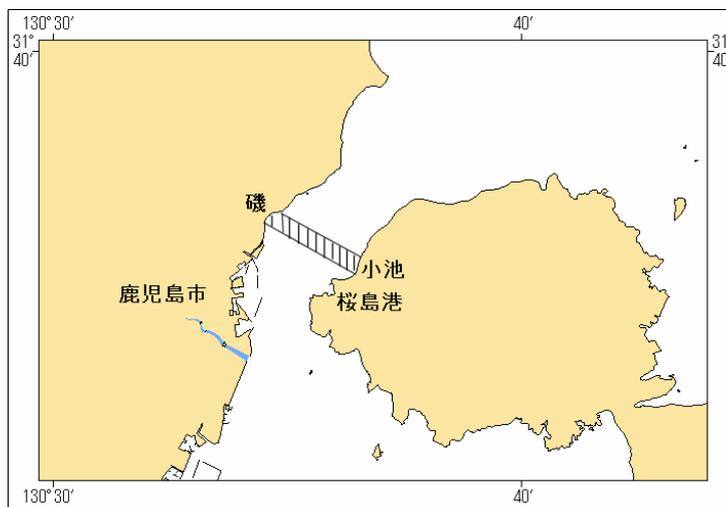
16年278項 九州南岸 - 鹿児島港北方 遠泳大会

遠泳大会が実施される。

期間 1.平成16年7月9日・23日、0900～1300 (参加者8名)  
2.平成16年7月10日、1000～1200 (参加者100名)  
3.平成16年7月24日(予備日8月8日)、1000～1230 (参加者83名)

区域 2地点を結ぶ線上(付図参照)  
(1) 31-35-51N 130-36-22E  
(2) 31-36-52N 130-34-32E

備考 付近に警戒船を配置  
海図 W214A-W221  
出所 鹿児島海上保安部



16年279項 九州南岸 — 鹿児島湾北部 ヨットレース  
ヨットレースが実施される。

期 間 平成16年7月4日、0900～1400

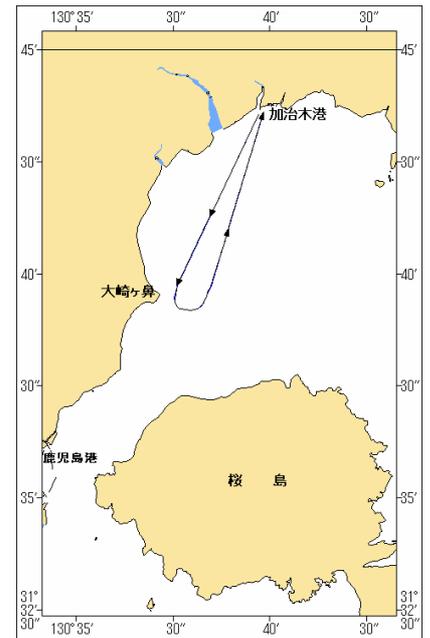
区 域 下記2地点間

(1) 加治木港沖(31-43.6N 130-39.8E 概位)

(2) 大崎ヶ鼻沖(31-39.5N 130-37.8E 概位)

海 図 W221

出 所 鹿児島海上保安部



16年280項 九州南岸 — 鹿児島湾北部 水中試験  
海上自衛隊による水中試験が実施される。

期 間 平成16年7月14日～15日、日出～日没

区 域 4地点に囲まれる区域

(1) 31-41-28N 130-47-34E

(2) 31-40-47N 130-48-33E

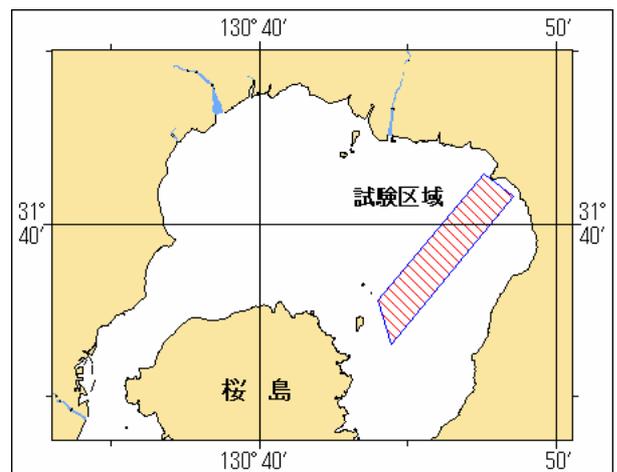
(3) 31-36-31N 130-44-26E

(4) 31-37-47N 130-44-00E

備 考 付近に警戒船を配置

海 図 W221

出 所 海上自衛隊佐世保地方総監部



16年281項 九州東岸 — 都井岬東南東方 照明弾投下訓練  
自衛隊航空機による照明弾投下訓練が実施される。

期 日 平成16年7月12日(予備日13日)、1900～2000

区 域 31-00N 133-00E を中心とする半径10海里の円内

海 図 W157-W210

出 所 海上自衛隊第31航空群

16年282項 九州東岸 — 志布志港及び付近 水路測量

作業船による水路測量が実施される。

期 間 平成16年6月28日～8月31日、日出～日没

区 域 ・6地点及び陸岸により囲まれる区域

(1) 31-27-28.5N 131-06-42.0E (岸線上)

(2) 31-27-25.0N 131-06-42.0E

(3) 31-27-24.0N 131-06-28.0E

(4) 31-26-19.0N 131-05-30.0E

(5) 31-26-21.0N 131-05-27.0E

(6) 31-26-24.0N 131-05-29.0E (岸線上)

・下記位置付近

31-26-55.0N 131-05-30.0E

・5地点及び防波堤により囲まれる区域

(1) 31-27-24.5N 131-04-36.0E

(2) 31-27-06.0N 131-04-54.0E

(3) 31-26-06.0N 131-03-36.0E

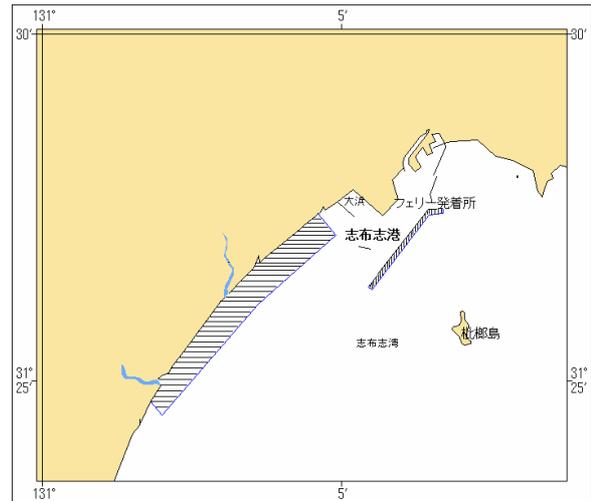
(4) 31-24-30.0N 131-02-00.0E

(5) 31-24-42.0N 131-01-48.0E

備 考 作業船は「白紅白」の標識を掲揚

海 図 W1257-W185

出 所 鹿児島海上保安部



16年283項 九州東岸 — 都井岬東方 射撃訓練

リマ区域において、自衛艦2隻による対空及び水上射撃訓練が実施される。

期 間 平成16年7月16日(予備日17日・19日)、0600～1800

区 域 6地点により囲まれる区域

(1) 31-48.2N 132-37.8E

(2) 31-48.2N 133-29.8E

(3) 31-42.2N 133-29.8E

(4) 31-28.2N 132-59.8E

(5) 31-36.2N 132-59.8E

(6) 31-36.2N 132-37.8E

備 考 訓練実施中は、実施艦に「B」旗が掲揚される

海 図 W157

出 所 防衛庁海上幕僚監部

16年284項 九州東岸 — 日向灘 海底線障害修理訓練期間延期

(十管区水路通報16年23号268項関連)

海底線障害修理訓練は延期された。

期 間 変更前 平成16年6月23日～7月1日

変更後 平成16年6月27日～7月5日

備 考 実施区域に変更なし

海 図 W1220

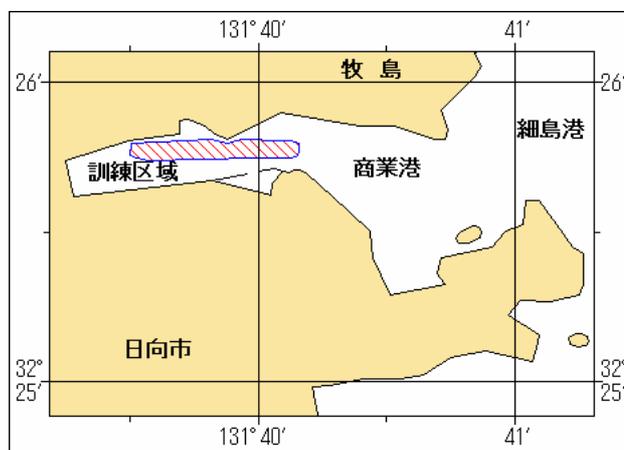
出 所 細島海上保安署

16年285項 九州東岸 — 細島港及び付近 海象計及び海底線について  
海象計及び海底線が設置されている。

位置 ・海象計  
32-26-35.6N 131-43-42.3E  
・海底線  
下記3地点を結んだ線上  
(1) 32-26-35.6N 131-43-42.3E  
(2) 32-26-38.3N 131-40-58.2E  
(3) 32-26-39.3N 131-40-34.8E (岸線上)  
海図 W1223  
出所 九州地方整備局

16年286項 九州東岸 — 細島港 水難救助訓練  
商業港内において潜水を伴う水難救助訓練が実施される。

期間 平成16年7月16日～30日(内4日間)、1300～1630  
区域 付図のとおり  
海図 W1223  
出所 細島港長



16年287項 南西諸島 — 沖永良部島、知名漁港南方 救難訓練区域変更  
(十管区水路通報16年22号260項及び23号270項関連)  
自衛隊航空機による救難訓練が区域を変更し実施される。

位置 下記位置を中心とする半径500mの円内  
27-24.0N 128-33.5E  
備考 いずれも実施期間に変更なし  
海図 W182B  
出所 航空自衛隊那覇救難隊

16年288項 南西諸島 — 与論島、与論港 簡易灯付浮標設置工事  
潜水作業を伴うクレーン付台船による、簡易灯付浮標設置及び係留索取替工事が実施される。

期間 平成16年6月28日～8月4日、日出～日没  
位置 1. 簡易灯付浮標設置工事  
27-03-22.5N 128-23-58.0E 付近  
2. 簡易灯付浮標係留索取替工事  
27-03-16.5N 128-24-06.0E 付近  
海図 W183(分図「与論港茶花」)  
出所 名瀬海上保安部

## 船舶保安情報の通報について

**外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。**

平成16年7月1日から、テロ対策として改正SOLAS条約及び国際船舶港湾保安法が施行され、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港前に、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」の通報が必要となります。

この通報は、日本船/外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。

この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域（東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。）に入域する場合も必要となります。

この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。（したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。）

### 通報の時機はいつですか？

- \* 入港24時間前までに通報してください。  
ただし、特定海域にある港に入港する場合には、特定海域に入域する24時間前までに通報してください。

### 通報先はどこですか？

- \* 入港する港を管轄する保安部署に通報してください。  
日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署に通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせ下さい。）

### その他、通報の方法はどうなっていますか？

- \* 通報者・・・船長のほか、所有者やそれらの代理人（代理店等）もOK
- \* 通報手段・・・港湾EDのほか、FAX 書面の郵送 手交等もOK

**荒天等、やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どうすればいいのでしょうか？**

- \* 直ちに、所定の通報先に通報してください。  
ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港後直ちに通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。）

船舶保安情報の通報に関するお問い合わせは  
最寄りの管区海上保安本部まで  
国土交通省、海上保安庁のHPもご覧ください。

機 関	担当課	住 所	電話番号 (内線)
第一管区海上保安本部	警 備 課	北海道小樽市港町5-3	0134-27-0118(3112)
第二管区海上保安本部	警 備 課	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0111(3117)
第三管区海上保安本部	警 備 課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118(3117)
第四管区海上保安本部	警 備 課	愛知県名古屋市港区入船2-3-12	052-661-1611(3117)
第五管区海上保安本部	警 備 課	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551(3122)
第六管区海上保安本部	警 備 課	広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111(3122)
第七管区海上保安本部	警 備 課	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931(3111)
第八管区海上保安本部	警 備 課	京都府舞鶴市字下福井901	0773-76-4100(3111)
第九管区海上保安本部	警 備 課	新潟県新潟市万代2-2-1	025-244-4151(3117)
第十管区海上保安本部	警 備 課	鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9800(3117)
第十一管区海上保安本部	警 備 課	沖縄県那覇市港町2-11-1	098-867-0118(3121)

国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/>

海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>

船舶保安情報は、テロ対策のため、外国から日本に入港しようとする船舶について、船舶の基礎情報や保安措置の実施状況に関して通報をお願いするものです。

海上保安庁からの質問や指示がある場合には、それに従ってください。  
従わない場合は入港を禁止されることがありますので、ご注意ください。

通報しなかった船長又は虚偽通報を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるほか、入出港にも支障を生じる場合がありますので、ご注意ください。